

別記様式

F A X 03-3507-9292 食品表示課意見交換会担当あて

1 氏名\* 市川まり子 性別 女 年齢 歳  
所属団体・役職等 食のコミュニケーション円卓会議  
連絡先\* (電話 勤務先 自宅 )  
( F A X )  
( メールアドレス )

2 意見交換会に関して\* 発言希望 意見のみ提出  
(発言希望に○の方は、傍聴希望としても登録いたします)

3 ご意見\* (内容600字程度)

題：原料原産地表示の義務対象品目の選定について

内容：

義務対象品目の拡大を提案する背景には何があるのでしょうか。アンケート調査の結果や、マスメディアの記事では、しばしば、消費者は食への不安から購入する商品を厳しく選別するようになっているとか、消費者が食品を選択するために必要な情報の表示が不足していると結論されていますが、本当にそうなのでしょうか？

消費者が望むからというだけでは結果的に消費者のためにはなりません。検討するにあたり、過去からの検討経過、正確な現状認識、客観的な科学的な根拠に基づいた合理的な判断を行うことを望みます。以下が原料原産地表示の義務対象品目についての私たちの意見です。

1. 選定についての基本的考え方

義務対象品目の選定の基本的考え方は食品の表示に関する共同会議で十分論議されており、平成15年の報告書のなかで、「要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、」「要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品」と、基本的要件が示されています。

原料原産地表示の義務対象品目は平成16年以降、この要件Ⅰ、Ⅱに従って決定されており、今、特に外部要因等状況が変化してるとは思われないので、現状の基本的要件を変える理由は見当たらず、今後ともこの考え方を堅持すべきと考えます。

2. 義務対象品目の拡大について

義務対象品目は平成19年に緑茶飲料及びあげ落花生が追加され、平成21年10月に完全義務化になったばかりであり、今は、①義務対象品目の定着、②現状の表示方法での事業者の自主的取り組みの推進、③パッケージ表示以外のホームページでの原料原産地情報提供の推進等を計る時期であり、今拙速に、新規に義務対象品目の選定に着手する必要はないと考えます。